

卒業の認定に関する方針

人間尊重と人間愛を基盤とし、豊かな人間性と倫理観を培い、看護の実践に必要な基礎的知識、技術、態度を習得した者に卒業を認定する。

学校長は、卒業の認定にあたり卒業認定会議を招集し、会議において学業態度、成績を審議し、学校長が認定する。

なお、次の要領で卒業の認定を行う。

- ・未修得単位がある者は、卒業することができない。
- ・欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超えるものは、原則卒業することができない。